

平成 2 9 年 第 3 回 臨 時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 3 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 29 年 5 月 23 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 5 月 26 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 29 年 5 月 26 日 午前 11 時 54 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	×	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	齊藤昭一	×	生涯学習課主幹	石川波江	○
総務課主幹	小泉政敏	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課参事	森井研児	×	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	×
住民企画課主幹	篠原裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉政敏	○
住民企画課主幹	松木幸次	○	監査委員会事務局長	松橋正樹	○
保健福祉課長	川口昌志	○			
保健福祉課主幹	小野淳子	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	×			
産業振興課主幹	安瀬雅祥	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課参事	竹内秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 乃村 吉春 5番 高橋 剛
2			会期の決定	5月 26日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	同意	4	津別町監査委員の選任について	
6	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度津別町一般会計補正予算 (第 8 号) について)	
7	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算 (第 6 号) について)	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業 特別会計補正予算 (第 2 号) について)	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度津別町介護保険事業特別会 計補正予算 (第 5 号) について)	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度津別町下水道事業特別会計 補正予算 (第 5 号) について)	
11	議案	27	津別町税条例の一部を改正する条例の制 定について	
12	〃	28	過疎地域における固定資産税の課税の特 例に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	29	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	30	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	31	津別町使用料条例及び津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	32	財産の交換について（除雪ドーザー、ロータリー除雪装置）	
17	〃	33	財産の処分について（町有林立木）	
18	〃	34	平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 29 年第 3 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 乃 村 吉 春 君                      5 番 高 橋                      剛 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、行政報告を行います。

副町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） [登壇] 町長にかわりまして第 3 回津別町議会臨時会開催にあたり行政報告を行わせていただきます。

本日ここに、第 3 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、3 月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、ふるさと納税についてであります。平成 28 年度 1 年間の寄附の状況につきましては、2,841 件、1 億 1,695 万 1,000 円で、前年度の 1,195 件、3,120 万 5,000

円に比較し大幅な増加となりました。理由としましては、制度の定着がブームを呼んでいる中、返礼品の充実や「ふるさとチョイス」というインターネット専門サイトへの掲載効果が大きいと考えるところです。

4月1日付で総務省よりふるさと納税に係る返礼品の送付等についての通知を受け、資産性の高い返礼品や高額な返礼品について見直しを検討しているところですが、引き続き、津別町の特産品の魅力を広めながら、寄附の拡大に努めてまいります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月11日、生活改善センターにおいて、事業所や自治会関係者など町内全域から200名ほどの参加を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

昨年3件もの死亡交通事故が連続して発生し、町民を含む3人の尊い命が失われたことから、この大会において町民による交通死亡事故ゼロ日運動と町内における交通事故死ゼロ日運動の目標をいずれも500日と確認し、目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、まちなか再生事業についてであります。4月25日に第2回複合庁舎建設等調査特別委員会が開催され、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定業務について、指名型プロポーザルにて委託事業者を選定する方針等を協議したところです。プロポーザル委員会のメンバーは、副町長、住民企画課長に加え、外部有識者として原田英機総合戦略会議会長、水上隆まちなか再生協議会会長、荒川博明自治会連合会会長、大澤義明筑波大学教授、加藤研筑波大学助教の7名とし、4月27日に第1回委員会を開催したところです。会議では、業者選定の取り進め等について協議いただき、5社を指名し提案書を提出していただいた後、5月31日に一般公開によりプレゼンテーションを実施のうえ審査を行い、業者を選定することなどが話し合われたところです。これらの手続きを経て6月中旬までには、委託事業者と契約を締結する予定としているところです。

次に、北海道立林業大学校誘致期成会の設立についてであります。道内の森林の保全・管理における担い手不足が深刻な状況にある中、北海道が設立を検討する林業大学校を、豊かな森林環境に恵まれ、林業・林産業に関する多くの企業が存在し、森

づくりや木材利用を担う人材育成に適した環境である津別町に誘致しようと、5月9日、林業研修会館において、町内の企業・団体関係者63名が出席し設立総会が開催されました。

今後は、誘致に向けた陳情や要請活動、林業関係各機関や行政各機関との連携・協力、啓発資料の作成・配布によるPR活動などに取り組んでいくことが確認されたところであり、町としましてもその役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、台湾二水郷訪問団受け入れ事業についてであります。5月19日から21日の日程で、二水郷郷長他15名の訪問団が来町されました。来町初日の19日には、中央公民館において友好都市提携5周年記念式典を挙行し、「友好都市提携協定の精神を引き継ぎ、互惠かつ恒久的な親善関係を築くべく共に一層の友好発展に努める」とした宣誓証書に署名し交換したところです。また、式典では台北駐日経済文化代表処郭仲熙副代表による「最近の日台関係」と題する記念講演が行われ、その後、津別町と津別町議会、津別町日台親善協会合同による夕食交流会が実施されたところです。この催しには、110名の関係者が出席し、津別町郷土芸能山鳴り太鼓保存会による太鼓とRECつべつによるリコーダーの演奏が披露されました。

20日には、認定こども園、丸玉産業、山上木工、サンマルコ食品を見学し、さんさん館では山田照夫氏による日本初のオーガニック牛乳誕生の講演などを行ったところです。

この度の二水郷訪問団の受け入れに際しましては、北見工業大学の邱助教及び楊助教に通訳をお願いしたところですが、今後の交流事業を進めるにあたり、このつながりを大事にしていきたいと考えているところでもあります。

なお、本年7月には、二水国民中学校生徒が本町を訪問する予定であることから、学校関係者をはじめ津別町日台親善協会と連携して受け入れを行ってまいります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。5月22日に上里地区を中心に自然ガイドや体験プログラムの企画・運営等を中心に活動する奈良真紀子さんが着任されました。NPO法人森のこだまの活動を手伝いながら、津別の観光の活性化に取り組むところであります。

6月にはさらに2人の協力隊員を募集する予定ですが、残念ながら昨年着任いたし

ました藤原世利子さんにつきましては、諸事情により2月末に退任し、4月に転出したところであります。

今後とも地域おこし協力隊の制度の活用とともに、隊員の永住に向けて支援してまいりたいと存じます。

なお、今議会におきまして人事案件、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質問を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第4号 津別町監査委員の選任についてを議題とします。

藤村監査委員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（監査委員～退場）

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第4号の津別町監査委員の選任について説明をさせていただきます。

津別町監査委員、藤村勝氏は平成29年5月31日をもって任期満了となりますので、改めて藤村勝氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

ご承知のとおり藤村氏は、平成7年6月から平成25年3月まで津別郵便局長としてご活躍され、行政事務、財務業務に精通されており、適任であると判断をさせていただいたところでございます。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりであり、任期につきましては平成29年6月1日から平成33年5月31日までの4年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

藤村監査委員の入場を求めます。

（監査委員～入場）

#### ◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）説明をいたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

実際の内容としては、各歳入の確定及びそれらに関わる各事業の精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整により一般財源を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立て、3月31日付で地方自治法第179条に基づき専決処分をしたものです。

内容につきましては、資料の事項別明細書で説明をいたしますが、単なる事業費の確定または収入額の確定による精査につきましては、主なものについてのみ説明とし、財源内訳のみの補正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ9,392万3,000円を追加し、予算の総額を66億3,702万円とするものであります。第1条第2項及び第2条、第3条につきましては後ほど説明をさせていただきます。

資料の事項別明細書の歳出から目を基本に説明いたしますので、25ページから26ページをお開きください。款2総務費については、全体で2億1,206万7,000円の増額補正になりますが、項1総務管理費の目3財政管理費で1億1,743万5,000円の増額ですが、財政調整基金は一般寄附金を積み立てるもので56万7,000円の増額です。公共施設等整備基金積立金は一般財源余剰分の積み立てで1億1,686万8,000円の増額です。27ページから28ページになりますが、目5財産管理費の土地開発基金積立金は町有地3カ所分の土地売り払い収入を積み立てするもので、228万8,000円の増額です。

次に、項2地域振興費の目1企画総務費ですが31ページから32ページをお開きください。中段の地域振興基金積立金は、民生費寄附金と教育費寄附金の指定寄附金56万円と一般財源の余剰分を合わせて1億3,056万円の増額。目3企画振興費で34ページになりますが、ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税の積立金で、寄附金は大幅に増額になっているところですが、見込みの金額を若干下回ったことから152万7,000円の減額です。

37ページから38ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては42ページをお開きください。上段の社会保障事業基金積立金ですが、地方消費税交付金のうち、増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより66万4,000円の増額、今年度は最終交付額は4,044万8,000円となりました。国民健康保険事業特別会計の繰出金は819万9,000円の減額、同様に介護保険事業特別会計繰出金も267万2,000円の減額となります。次に43ページをお開きください。下段の目8後期高齢者医療費は46ページの上段になりますけれども、後期高

齢者医療事業特別会計繰出金で 21 万 5,000 円の減額となります。

次に 47 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費において下水道事業特別会計繰出金で 2,170 万 7,000 円の減額となります。これ以降につきましては、すべて歳入が伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますことから説明を省略させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。

歳入につきましては、実績による補正となりますので主なものについてのみご説明いたします。まず款 1 町税は 5,764 万円の増額補正となります。そのうち町民税は現年課税分で個人 1,915 万 5,000 円の増額。法人 2,350 万円の増額。また固定資産税も現年課税分で 1,327 万 6,000 円の増額。軽自動車税も現年課税分で 218 万 2,000 円の増額で、いずれも前年度を上回る額となっています。

町たばこ税は 112 万円の減額で前年度の額を下回り、入湯税は若干ながら 10 万 2,000 円の増額、前年度並みとなりました。

款 2 地方譲与税は 846 万 2,000 円の増額です。

5 ページになりますが、中段の款 6 地方消費税交付金につきましては 431 万 8,000 円の増額で、最終的には 1 億 93 万 7,000 円の交付となりましたが、そのうち 4,044 万 8,000 円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てる分で、福祉や衛生、少子化対策など社会保障事業の財源とするものです。

款 7 自動車取得税交付金は 432 万 3,000 円の増額となります。

款 9 地方交付税は 7,132 万 5,000 円の増額で、これはすべて特別交付税で交付確定額は 1 億 9,132 万 5,000 円で前年対比 650 万 2,000 円、3.5%の増となったところです。要因としましては、地域おこし協力隊に係る経費、除排雪に要する経費などの増によるものです。

款 11、分担金及負担金ですが項 2 負担金、目については 7 ページから 8 ページをお開きください。目 2 衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は、大空町から持ち込まれる生ごみの広域処理費用の負担金で実績の減によりまして 174 万 4,000 円の減額となります。

款 12 使用料及手数料は、項 1 使用料で目 5 の土木使用料の町営住宅使用料の増など

により 326 万 4,000 円の増額、9 ページになりますけれども、項 2 手数料は目 2 衛生手数料のし尿収集、ごみ処理手数料などの減によりまして 207 万円の減額となります。

款 13 国庫支出金は 1,637 万 7,000 円の減額で、対象事業費の事業費の確定によるものです。

11 ページから 12 ページをお開きください。下段の款 14 道支出金につきましても同様に、対象事業費の事業費確定によるもので 493 万 8,000 円の減額となります。

15 ページから 16 ページをお開きください。中段の款 15 財産収入につきましては、項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入で町有林の素材売払収入などとして 962 万 2,000 円の増額。17 ページから 18 ページになりますけれども、2 行目の目 3 不動産売払収入で町有地 3 カ所の土地売払収入として 228 万 8,000 円の増額となります。

款 16 寄附金については、目 1 一般寄附金は 2 件で 56 万 7,000 円の寄附がありましたけれども、当初予算として 1,000 円の予算計上がありますので、補正額は 56 万 6,000 円となります。目 2 総務費寄附金は、ふるさと納税分で 304 万 9,000 円の減額。目 4 民生費寄附金は 2 件の指定寄附によるもので 13 万円の増額、目 5 教育費寄附金も 3 件の指定寄附で 43 万円の増額となります。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は各対象事業費の精査で 4,774 万 7,000 円の減額となります。

款 19 諸収入については項 3 貸付金元利収入、目 2 民生費貸付金収入は高齢者拠出整備資金償還金で 5 万 4,000 円の増額、19 ページから 20 ページになりますけれども、項 5 雑入、目 2 弁償金は地域情報通信基盤施設の破損に係るものなどの弁償金で 33 万 9,000 円の増額となります。目 5 過年度収入は児童手当、子ども・子育て施設型給付費でこども園に係るものなどで 225 万円の増額。目 7 雑入は 190 万 3,000 円の減額です。22 ページになりますけれども、雑入の最後の項目のその他は上記の説明以外の項目で、内容としては町有施設の電気使用料や臨時的に発生する雑収入で 30 項目ほどの多岐にわたりますけれども 160 万円の増額となります。

款 20 町債は 950 万円の増額補正で 10 件の事業について記載額の変更となります。

それでは補正予算の条文にお戻りください。第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容を款項の区分ごとに整理したもので、

補正総額については第1項の内容となります。

第2条の繰越明許費補正につきましては、4枚ほどページをめくっていただきまして第2表の繰越明許費補正のとおり1事業について追加で繰り越しをお願いするものです。事業名は水道未給水地区整備事業で、これは水道の未給水地区において水道施設を整備する方に対して整備費用の2分の1を補助するものですけれども、昨年11月に1件の補助申請がありまして補助決定をしたところなのですが、その後さらに追加の整備が必要ということで、今年の3月に補助金の追加の変更申請があり変更の決定をしたところですが、整備が28年度内に完了しないために今回追加となるものです。前回の第7号補正で設定した6事業と合わせまして繰越明許費は総額6億7,968万円となります。

条文のほうになりますけれども、第3条の地方債補正は、第3表地方債補正のとおり10の事業において補正後のとおり限度額の変更をお願いするもので、950万円の増額となり総額では7億4,249万9,000円とするものであります。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるもの、また歳出では保険給付費等の補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めらるるものであります。

国民健康保険事業特別会計補正予算第6号条文の第1条として、歳入歳出予算の総額に1,535万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,924万円とするものです。

はじめに歳出のほうからご説明を申し上げますので11ページ、12ページをお開きください。

なお、この度の専決補正につきましては、主に国道支出金、療養給付費等の歳入確定、さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主要なもののみ内容を説明させていただきますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

款1総務費、目1一般管理費は、給与費等総務一般事務経費の精査によりまして41万6,000円の減額です。

13ページ、14ページになります。目2連合会負担金は、9万4,000円の減額です。項2徴税费、目1賦課徴収費は国保税徴収業務で12万6,000円の減額、目2滞納処分費で1万円の減額、項3運営協議会費、目1運営協議会費は15ページ、16ページにわ

たりますが報酬、旅費、需用費合わせまして8万7,000円の減額です。項4趣旨普及費、目1趣旨普及費では1万円の減額。

次の款2保険給付費、項1療養諸費では療養給付費の確定に伴うもので一般、退職ともに昨年の年末にかけて増加傾向が見られていましたが、やや落ち着いた額で推移し、目1一般被保険者分で2,145万3,000円の減。目2の退職被保険者等療養給付費では625万5,000円の減額。17ページ、18ページになりますが、目3一般被保険者療養費で128万9,000円の減額。次の目4退職被保険者等療養費で25万6,000円の減額。目5審査支払手数料では17万9,000円の減額とするものです。次の項2高額療養費は自己負担限度額を超えた部分に対する負担金ですが、目1の一般被保険者分、下段の目2の退職被保険者分、19ページ、20ページの目3一般被保険者高額介護合算療養費、目4の退職被保険者等高額介護合算療養費を含めまして469万4,000円の減額でございます。19ページ、20ページ中段、項3移送費では利用実績がなかったということで一般被保険者、退職被保険者合わせまして3万1,000円を減額。

21ページ、22ページになりますが、項4出産育児諸費では目1の出産育児一時金として3名分の支出となりましたので、次の目2支払手数料も含め294万2,000円の減額です。次の項5葬祭諸費では8件の実績により36万円減額するものです。

次の款3後期高齢者支援金は、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるための診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもので、事業完了精査により33万9,000円の減額となります。

次に、23ページ、24ページになります。款4前期高齢者納付金は6,000円の減。

款5老人保健拠出金は事務費拠出金で1,000円の減。

款6介護納付金は財源内訳のみの補正となります。

下段、款7共同事業拠出金は1,308万3,000円の減額ですが、25ページ、26ページになります。中ほどの目3保険財政共同安定化拠出金で国保連合会に拠出する費用の精査として1,249万2,000円の減額です。

款8保健事業費、項1の特定健康診査等事業費で27ページ、28ページにわたりますが事業完了により全体で83万1,000円の減額。項2保健事業費は48万円の減額で、28ページ下段の各種検診助成事業の委託料で平成28年度から新規事業として実施の簡

易脳・心血管ドック助成事業については、延べ90人の受診者数となり事業完了により28万4,000円の減額です。

次の款9基金積立金は、次の29ページ、30ページにわたりますが、目1基金積立金で6,860万円の追加となります。これにつきましては、昨年10月以降、高額療養費を含めた医療費の大幅な増加が見られたことから、年度内の療養給付費の推計により、昨年12月補正で一般会計から5,000万円を繰り入れ対応させていただいた経過がございます。その後の経過として医療費の伸びが少し落ち着いたこと、また歳入関係では国保税の伸びや道補助金としての特例財政調整交付金が見込み額以上に交付されたこと、さらに国保連合会からの高額医療費共同事業交付金など増額交付もありましたことから、次年度以降の国保財源に備えるため、国保基金への積み立てを行ったところでございます。

以下、款10公債費では5万円の減額。

款11諸支出金では25万1,000円の減額で、いずれも事業完了精査による補正となっております。

続いて歳入となります。3ページ、4ページをお開きください。款1国民健康保険税につきましては、目1一般分、目2退職分、それぞれ額の確定によりまして総体で52万2,000円の増です。下段の款2国庫支出金は、項1国庫負担金と5ページ、6ページになりますが、項2国庫補助金の額の確定によって19万円の増額でございます。款3療養給付費交付金は1,000万1,000円の減で、目1の療養給付費交付金現年度分807万円の減と後期高齢者支援分で193万1,000円の減となっております。

款4前期高齢者交付金は633万9,000円の減。

次の款5道支出金は1,210万4,000円の増ですが、主なものとしては項2道補助金、目1財政調整交付金において1,197万7,000円の増となりました。内訳として財政調整交付金は78万1,000円の減。特別財政調整交付金は国保財政安定化のための財源調整として事業への取り組み状況により交付されるもので、医療費適正化や保険税収納率向上など事業実施状況において加算交付されることとなっております。1,275万8,000円の増額となったところであります。

款6連合会支出金、項1共同事業交付金は保険者間の保険税等の平準化や、財政の

安定化を図るため療養給付に要する費用等について一定額を超えた療養費に対して国保連合会から交付されるもので2,705万3,000円の増で、目1の高額医療費共同事業交付金で2,029万6,000円の増。目2保険財政共同安定化交付金で675万7,000円の増であります。

下段の款8繰入金は7ページ、8ページになりますが目1一般会計繰入金として事業精査によりまして819万9,000円の減額を行い、内訳として法定内繰り入れ分として事務費精査や出産費精査などによりまして578万5,000円の減。また、町施策分としての各種保険事業への法定外繰入事業精査として241万4,000円の減としたものであります。

款10諸収入は項1延滞金、加算金及過料で22万3,000円の減、中段より少し下になります項2雑入では25万1,000円を増額し、諸収入全体で2万8,000円の追加となったところであります。

それでは、はじめのほうの第1表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただいたものであります。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先ほどと同様、主に保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ104万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,453万4,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開き願います。

款1総務費の目1一般管理費については、総務一般事務経費で旅費及び委託料の精査によって4万2,000円の減額。次の項2徴収費では後期高齢者医療保険料徴収業務において旅費、需用費、役務費で事業確定により合計で10万2,000円の減額です。

次に、下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金は7ページ、8ページになりますが、目1後期高齢者医療広域連合納付金の確定によりまして79万8,000円の減額です。

次に、款3諸支出金では目1保険料還付金、目2還付加算金については支出がありませんでしたので合わせて10万2,000円を減額するものです。

続いて歳入となります3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料では、保険料額が確定し、目1の特別徴収保険料、

目 2 の普通徴収保険料全体で 69 万円の減額となったところであります。

款 2 繰入金は、一般会計繰入金で事務費繰入金 21 万 5,000 円の減額。

款 4 諸収入では項 1 の受託事業収入、目 1 の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の確定により 3 万 5,000 円の減、次の項 2 延滞金、加算金及過料から下段の項 4 雑入までは歳入実績ゼロによりまして、それぞれ減額であります。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして（平成28年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行いまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものです。

それでは条文第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,814万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,773万9,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお開きください。款2保険給付費では、要介護、要支援の認定を受けた方が利用した介護サービス経費となりますが、事業の確定によりまして項1、目1居宅介護サービス給付費では245万4,000円の減額。目2施設介護サービス給付費では686万4,000円の減額。目3福祉用具購入給付経費では26万3,000円の減額。目4居宅介護住宅改修給付費では17万7,000円の減額。目5居宅介護サービス計画給付費では32万6,000円の減額。次のページ、9ページ、10ページになりますが目6地域密着型介護サービス給付費では484万9,000円の減額補正となります。項2の目1介護予防サービス給付費では109万1,000円の減額。項3、目1審査支払手数料では13万2,000円の減額。項4、目1高額介護サービス費では13万4,000円の減額。次のページ11ページ、12ページになりますが項5、目1高額医療合算介護サービス費では97万7,000円の減額。項6、目1特定入所者介護サービス費は財源内訳のみの補正となっております。

款3地域支援事業費では、これは高齢者が要支援状態、または要介護状態となることを予防するとともに要介護状態となった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援をすることを目的とした各市町村が実施する事業になりますが、この事業の確定によりまして項1、目1サービス事業費では59万円の減額。目2介護予防ケアマネジメント事業費では5万2,000円の減額。次の13ページ、14ページになりますが項2、目1一般介護予防事業費で101万8,000円の減額。15ページ、

16 ページになりますが項 3、目 1 総合相談事業費では 6 万 8,000 円の減額。目 2 の権利擁護事業費で 5 万 5,000 円の減額。目 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では 8 万円の減額。次のページになりますが目 4 地域包括支援センター運営費では 10 万 1,000 円の減額。また次のページになりますが目 5 任意事業費では 108 万 6,000 円の減額。項 4、目 1 審査支払手数料で 4,000 円の減額補正となります。

次のページの 21 ページ、22 ページになりますが款 4 基金積立金、項 1、目 1 基金積立金で 221 万 6,000 円の増額補正となっております。こちらは 28 年度に受けております介護給付費の国庫負担金、地域支援事業費の国と道費の分の補助金の超過額を返還するために積み立てする額となっております。

款 5 諸支出金、項 1、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金では 4 万 1,000 円の減額補正となっております。そして平成 28 年度の介護保険サービスの利用状況等につきましては、ただいま担当が整理しておりますので 6 月に予定しております所管の常任委員会で報告させていただき予定でございますので、よろしくお願いたします。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思っております。3 ページ、4 ページをお開きください。保険料につきましては、保険料の確定によるもので 14 万 4,000 円の減額。そしてその他歳入につきましては事業確定に伴う補正となっております。

款 2 国庫支出金、項 1、目 1 介護給付費負担金で 206 万 4,000 円の減額。項 2、目 1 調整交付金で 341 万 9,000 円の増額、この内訳は介護給付費分で 308 万 3,000 円、地域支援事業、今度総合事業を実施するということで地域支援事業分でも調整交付金ということになりまして 3 万 3,600 円ということで、合わせて 341 万 9,000 円の増額となっております。目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）のほうで 1 万 1,000 円の減額補正。

款 3 支払基金交付金、項 1、目 1、介護給付費交付金では 647 万 7,000 円の減額。目 2 地域支援事業交付金で 98 万 5,000 円の減額補正となっております。

款 4 道支出金、項 1、目 1 介護給付費負担金では 289 万 7,000 円の減額。項 2、目 1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の分で 6,000 円の減額。目 2 地域支援事業交付金の（介護予防・日常生活支援総合事業以外）のほうで 1,000 円の減額補正。

款6繰入金、項1次の5ページ、6ページになりますが目1介護給付費繰入金で215万9,000円の減額、目2地域支援事業繰入金の総合事業分では24万円の減額、目3総合事業以外の方で27万3,000円の減額補正となっております。項2、目1基金繰入金で631万3,000円の減額補正。これは保険料不足分、そして保険料の還付分、そして前年度の保険料等の償還金と今年度入ってくる確定により不足分の負担金等の不足分を繰入金のほうと調整いたしまして631万3,000円の減額補正となっております。

款8諸収入、項1、目1第1号被保険者延滞金で1,000円の増額。項2、目1滞納処分費で1,000円の減額。目2弁償金で1,000円の減額。目3雑入で6,000円の増額補正をするものでございます。

それでは、第1表に戻っていただきまして今ご説明いたしました内容を款項ごとに整理させていただいたものでございます。

原案につきまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時55分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決処分第 5 号 平成 28 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について） ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では繰入金、諸収入、町債の額の確定によるもので、歳出では事業完了による減額精査でございますが、補正について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして専決処分をしたものでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 1,893 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 4 億 4,701 万 2,000 円とするものでございます。補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので歳出の 7 ページ、8 ページをお開きください。

款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 1 管渠管理費、節 15 工事請負費において、公共汚水柵設置工事は、事業実績がなかったことによりまして 216 万円の減額。9 ページ、目 2 処理場管理費、10 ページ、節 11 需用費において光熱水費、電気料は精査により 200 万円の減額。節 13 委託料は、下水道管理センター維持管理業務の完了精査により 244 万円の減額をするものでございます。

款 3 個別排水費は、11、12 ページをお開き願います。項 1 個別排水管理費、目 1 個別排水管理費、節 12 役務費において手数料、汚泥処理は、処理実績精査により 171 万 9,000 円の減額。項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費、節 15 工事請負費は、浄

化槽設置工事において完了精査によりまして 132 万 8,000 円の減額をするものでございます。

3 ページ、4 ページ歳入にお戻りください。款 4 繰入金につきましては、歳入歳出の精査確定に伴い、一般会計繰入金を 2,170 万 7,000 円減額するものでございます。款 6 諸収入につきましては、雑入として消費税の還付金等で 406 万 8,000 円を増額するものです。

款 7 町債につきましては、特環下水道債、個別排水事業債の精査で 140 万円の減額となります。

それでは、最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第 2 条地方債補正の第 2 表につきましては、補正後の限度額を 6,600 万円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案 27 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） ただいま上程になりました議案第 27 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料の 1 ページをご覧くださいと思います。1 の条例改正についての説明ですが、第 193 国会において、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が公布され、原則として 4 月 1 日から施行されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

2 の総括的事項であります、(1) として個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。これについては 4 ページの資料をご覧くださいと思います。この改正は、働きたい方が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から見直しがされたものです。所得控除の対象になる配偶者の給与収入の上限を現行のいわゆる 103 万円の壁から 150 万円に引き上げるものであります。これにより実質的な減税となります。この制度とともに、配偶者控除等の適用を抑える納税者本人に収入制限を設け、給与収入が 1,120 万円を超える場合には、控除額が低減及び消失する仕組みとなります。これにより高所得の方については増税となることとなります。

1 ページに戻りますが (2) としまして、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特定措置について、所要の見直しを行った上、適用年限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する措置が講じられました。これについては、6 ページの資料をご覧くださいと思います。資料の下のほうに軽自動車税の見直しスケジュールが表示されていますが、グリーン化特例が平成 27 年 4 月から導入されまして、28 年に 1 年延長となり、本年 4 月以降の購入車両については、排ガス規制を重点化の見直しをした上で 2 年延長する措置がとられました。また、購入後 13 年を経過した軽自動車税については、重課措置について継続されている状況にあります。

再度1ページに戻りますが(3)としまして、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額の算定方法の導入等が行われました。これについては5ページの資料をご覧くださいと思いますが、大都市に多く見られる高さが60メートルを超える高層タワーマンションなどについて、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いるあん分割合を実際の取引額の傾向に踏まえて補正するように見直しがされたものであります。

では1ページの改正概要として作成した表における条例に対応する法令及び改正の概要について説明させていただきます。今回の条例改正について施行の記載日がない条文は、原則として公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用になります。条例第33条から34条の9、48条及び50条については、個人の町民税及び法人の町民税に関して、譲渡所得の課税方式の選択と延滞金の計算基礎の期間の規定の整備に關してであります。これは、新旧対照表の7ページから8ページにかけてのものであります。

続いて、新旧対照表の12ページから14ページになりますけれども、第61条第8項、同じく61条の2、63条の2、63条の3、74条の2については、固定資産税に關して震災等により滅失した償却資産にかかる特例措置、自治体独自の減免によるわがまち特例に伴う家屋等の固定資産税の減免対象施設等の追加規定の整備、新規に家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が追加されましたが、それとともに、それとはまた別ですけれども、先ほどお話ししました居住用高層建築物に係るあん分方法の補正規定の整備、被災住宅用地とみなす期間の2年延長規定の整備であります。

続いて、15ページから21ページになりますが、附則第5条、第8条、第10条、第10条の2、第7項から第18項、第10条の3、第9項と10項については、個人の町民税の控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備、肉用牛の売却による取得の課税の特例の3年延長、防災協定とノンフロン対策に係る整備については、わがまち特例の適用期間終了に伴う規定の整備、新築住宅等に関する固定資産税の減額申請と耐震改修を含めたための規定の整備に伴う改正であります。なお、わがまち特例として震災関連による適用固定資産は現在のところありません。

続いて、21 ページ、22 ページになりますけれども、附則第 16 条、第 16 条 2 については、先ほど説明しました軽自動車税のグリーン特化の 2 年延長と、昨年ありました燃費不正に関する規定の新設による整備となります。続いて 23 ページから 27 ページになりますけれども、附則第 16 条の 3 の第 2 項、17 条の 2、第 20 条の 2、第 4 項、20 条の 3、第 4 項、20 条の 3、第 6 項については、上場株式等にかかる配当所得の課税について申告により課税方式を選択可能とする規定の整備、特定非常災害にかかる土地譲渡に関する適用期限 3 年延長の規定の整備、外国居住者の特例適用配当所得等の規定の整備、租税条約適用配当等に関する規定の整備となります。

最後に 28 ページから 31 ページになりますけれども、平成 26 年改正附則第 6 条、平成 28 年改正第 1 条の 2、平成 28 年改正第 2 条については、消費税の改正の導入時期の見直しに関するグリーン特化特例の 2 年延長に関する軽自動車税の課税規定の整備となります。

以上のとおり条例改正の概要について説明させていただきました。

先ほどお話ししましたとおり、この条例の改正については、施行日の記載がない条文は、原則として公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日からの適用となります。

続いて、議案の条文のほうをご覧いただきたいと思います。第 27 号ですけれども、改正条文につきましては、新旧対照表の内容について条文化をしたものですので、条文の説明は省略させていただきたいと思います。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきますので、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 28 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

篠原住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（篠原裕佳君） それでは、ただいま上程になりました議案第 28 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容について説明させていただきます。

地方税法第 6 条の規定により、公益上その他の理由により課税を不相当とする場合においては、課税を免除することができる規定があります。この規定により、過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法と言いますがこの法律において、過疎地域と指定されている市町村内で製造業等の設備を新設若しくは増設したもの、新規投資に係る土地を取得したもの等については、固定資産税を 3 年間課税免除することができます。これを通称過疎減免と申します。津別町のこの過疎地域に指定されています。この制度の適用を受けて行う課税免除について、この条例に定めているものであります。なお、過疎減免の措置が総務省より定める場合に該当すると適当であると認められたときには、過疎減免で減収となる分の 75%について交付税による補てんが行われることが過疎法に規定をされております。この補填制度の適用性がある場合等を定めた総務省の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が改正され、平成 29 年 3 月 31 日交付、4 月 1 日から施行され、適用期限が 2 年延長となりました。そのため、条例の期限についても 2 年間延長するためのものであります。また、対象となる業種であった情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターが対象事業から外れ、農林水産

物等販売業が加えられることになりました。これは、新規に農林水産物の直売所や農家レストラン等を規定しているものであります。今の説明は、32 ページのほうを参照していただきたいのですが、条例の新旧対照表となりますが、第1条において情報通信技術利用事業が除かれ、農林水産物等販売業が加わります。また、第2条の課税免除規定については、内容について他の市町村条例を参考にしながら条文の整理を行ったものであります。説明資料の33 ページの制定附則の第3項において、省令の期限と同様に改正前、平成29年3月31日を改正後、平成31年3月31日に2年間延長するよう改めるものであります。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。議案の条文については、新旧対照表の内容を条文化したものでありますので、説明を省略させていただきたいと思います。改正附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、空白期間を生じないように、平成29年4月1日から適用しようとするものであります。

なお、現在、過疎減免に該当するものでありますけれども、平成26年に工場等を建設しました飼料製造業、それと平成27年に機械設備を整備しました菓子製造業が該当し、減免措置の決定をしているところであります。本年度については、約80万弱が減免措置されることとしているところであります。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 29 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 29 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

説明資料によりご説明申し上げます。資料 34 ページをご覧くださいと思います。このたびの条例改正の理由につきましては、本年 4 月 1 日に地方税法施行令が改正、公布されたことによるもので、改正内容としては、国民健康保険税における低所得者に係る軽減措置の拡大として 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯合計所得の軽減判定基準の算定において、合計所得金額 33 万円に被保険者数に乗じて加算する額をそれぞれ引き上げるもので、5 割軽減では合計所得 33 万円に被保険者 1 人につき 26 万 5,000 円を 27 万円に 5,000 円の引き上げ、2 割軽減では 1 人当たり 48 万円を 49 万円に 1 万円の引き上げをするものでございます。

施行日として、この条例は公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものであります。改正条文につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。第 23 条国民健康保険税の減額を規定している条文において、下段の第 2 号で国民健康保険税の減額の判定にかかる合計所得 33 万円に、同一世帯所得者 1 人につき加算する軽減基準額を 5 割軽減では、1 人当たり 26 万 5,000 円を 27 万円に改め、次のページになりますが、第 3 号では、健康保険税の減額の判定にかかわる合計所得 33 万円に同一世帯所得者 1 人当たり加算する軽減判定基準を 2 割軽減で、1 人当たり 48 万円を 49 万円に改正しようとするものでございます。

なお、本年度の基礎課税、高齢者支援金等課税、介護納付金等課税のそれぞれの税

率、平等割、均等割につきましては、低所得者、中間所得者層への税負担を考慮し、税率の改正は行わないこととしたものであります。また、これら保険税の改正関係につきましては、今月 12 日に開催されました国保運営協議会においてお諮りいたしまして了承する旨の答申をいただいていることを申し添えたいと思います。

議案書のほうに戻っていただきたいと思います。ただいまご説明申し上げました内容を改正条文としたものでございます。施行附則ですが、第 1 項施行期日として、この条例は公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するとし、第 2 項の適用区分で、改正後の規定は平成 29 年度以降の年度の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 30 号 津別町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それではただいま上程となりました議案第 30 号津別町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料により説明させていただきます。36 ページをご覧ください。今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び北海道による多子世帯の保育料軽減支援事業の創設によるものでございます。改正内容は、子ども・子育て支援法施行令の改正では低所得世帯、多子世帯等の経済的負担軽減を図るため、利用者負担の上限に係る特例措置を拡充するものです。それで、40 ページをお開きください。教育認定こどもにつきましては、1号認定と言いますが、ここの（1）にありますとおり所得状況により階層を分けておりますが、その第3階層、町民税所得割合算額が7万7,101円未満の方のことを言うのですけれども、その利用負担額を軽減するものでございます。二つ目としまして、ひとり親等世帯における第1号認定の第3階層、保育認定こども、これは満3歳以上が2号認定、満3歳未満が3号認定と言いますが、保育認定の第3階層、こちらは第1号認定と違ひまして、第3階層は町民税所得割合算額が4万8,600円未満となっておりますが、その第3階層と第4階層の一部町民税所得割合算額が7万7,101円未満の利用者負担額を軽減するものでございます。そして、3番目といたしましては、多子世帯による第2階層、町民税非課税世帯の第2子以降を無償とするものの国の改正となっております。そして、道による多子世帯の経済的負担軽減を目的に保育料軽減支援事業がこの29年度から実施されることによりまして、真ん中の囲みになりますけれども、この3号認定の第3階層から第5階層まで世帯で第2子以降を無料化するものでございます。そして、下の囲みになりますけれども、町としましては、国及び道が行う軽減策を実施するものといまして、町でこども園の利用料を決めるときに国に準じまして率に応じて保育実行負担額を算定しておりますが、今

回の国の改正に合わせまして同じように算定いたしました。そして改正したものがこのような考えで額を考えているものでございます。そして、新旧対照表 36 ページから 37 ページになりますけれども、この新旧対照表によりまして第 1 号認定の第 3 階層につきましては、この別表第 1、これの 37 ページになりますが、第 3 階層、こちらが 1 万 1,200 円のもの先ほどの 40 ページにもありますとおり 9,800 円になるものでございます。そして、ひとり親世帯や多子世帯にかかるものにつきましては、この備考の 2 と 4 に、そして道の 3 号認定の場合は、別表第 3 の備考 5 のほうに、この文言によりまして改正させていただくものでございます。

そして、議案本文に戻っていただきたいと思いますが、ただいまの 40 ページや新旧対照表のことで説明いたしましたとおりの内容を改正文としたものでございます。

そして附則では、この条例は公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上の改正内容の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 31 号 津別町使用料条例及び津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹近野君。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 31 号 津別町使用料条例及び津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明を申し上げます。

説明資料 41 ページをご覧ください。改正理由としましては、これまで津別峠展望施設の使用につきましては、すべて無料としていましたけれども、NPO 法人森のこだまの活動もありまして徐々に雲海が認知され、森のこだま主催の有料ツアーへの参加者も増えてきており、これを地域の観光資源として生かし、継続・発展させていくためにも、有料ツアーで使用した場合は参加者に応分の負担をお願いし、施設の維持管理経費の一部に充てるために必要な条例改正をしようとするものであります。

改正内容といたしましては、津別町使用料条例に津別峠展望施設を加え、津別峠展望施設設置及び管理に関する条例に使用料の規定を追加するものです。

納付方法につきましては、施設の管理受託者である森のこだまがツアー料金の中から一括して町に納付します。減免につきましては、使用料条例施行規則に町内の高校生以下の団体等を減免できる規定を設けます。改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。津別町使用料条例第 2 条第 1 項に、第 19 号津別峠展望施設を加え、別表第 19 津別峠展望施設を追加します。別表の説明ですが、開設時間外で管理受託者である森のこだまが同行し、3 階以上使用した場合に 1 人当たり中学生以上 100 円、小学生 50 円を納付することを規定し、次の津別峠展望施設設置及び管理に関する条例に第 4 条の 2 を加え使用料の徴収及び減免等については津別町使用料条例の定めるところによる旨を規定するものです。

議案の条文をご覧ください。ただいま説明した内容を条文として整理したものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 6 月 1 日から施行するものとしておりま

す。

以上、ご説明申し上げましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 32 号 財産の交換について（除雪ドーザー・ロータリー除雪装置）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 32 号 財産の交換について内容の説明を申し上げます。

このたびの財産の交換につきましては、除雪ドーザー、ロータリー除雪装置の更新であり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明資料 43 ページをお開きください。

今回、交換となる財産は、建設機械の除雪ドーザー 1 台とロータリー除雪装置 1 台

となります。平成 11 年に購入した当該機械は、購入から 17 年を経過いたしましたことから、平成 29 年度社会資本整備交付金事業の補助を受けて更新するものであります。交付金の交付決定を受けまして平成 29 年 5 月 15 日に資料下段に記載の 3 社による指名競争入札を行いましたので、その結果に基づいてご説明いたします。

交換により取得する財産の概要ですが、日立除雪ドーザー13 トン級、汎用プラウ付で全面熱線ガラスなど補助対象装置を含んでおります。

また、ロータリー除雪装置は日本除雪機製 13 トン級用となっております。取得価格につきましては、3,234 万円に消費税額 258 万 7,200 円を加えた 3,492 万 7,200 円となっております。交換に供する財産の概要ですが、平成 11 年度購入登録のコマツ除雪ドーザーと同じく平成 11 年度購入登録の日本除雪機ロータリー除雪装置であります。下取り価格は 180 万円に消費税額 14 万 4,000 円を加えた 194 万 4,000 円となっております。これにより生じる交換差金は 3,298 万 3,200 円、うち消費税額 244 万 3,200 円となります。納入期日を平成 30 年 1 月 31 日としております。交換仮契約は平成 29 年 5 月 15 日に締結しており、本日の議決をいただきましたならば交換契約を締結するものであります。契約の相手方は北見市東相内町 934 番地 3、北海道川崎建機株式会社北見支店、支店長浅野明広様であります。

議案に戻っていただきまして、以上、財産の交換につきまして内容の説明を申し上げましたので、ご審議の上承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 33 号 財産の処分について、町有林立木を議題といたします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 33 号 財産の処分について内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上ですので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または財産に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回売却する財産は、町有林立木です。売却財産の内容につきましては次ページに記載のとおり、津別町字恩根、地域森林計画 22 林班 4 小班のカラマツ立木、2,981.479 立方メートル、トドマツ立木 219.872 立方メートル、ストロブ立木 3.851 立方メートル、イチイ立木 5.244 立方メートル、雑木立木 86.090 立方メートル、合計 3,296.536 立方メートルになります。

契約の方法は、指名競争入札とし町内の林業、林産業 12 社、うち 3 社辞退により 9 社で 5 月 11 日に実施、売却金額 1,566 万円、うち消費税及び地方消費税額 116 万円で網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉産業株式会社が落札し仮契約を行ったところであります。本案件議決後に本契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第34号 平成29年度津別町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(松木幸次君) ただいま上程となりました議案第34号 平成29年度津別町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、北海道立林業大学校の誘致事業に関する経費、社会福祉法人恵和福祉会、特別養護老人ホームいちいの園に対する設備の修繕補助、ラグビー合宿20周年記念事業に係る経費について補正予算を組ませていただきました。

それでは補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項において歳入歳出予算にそれぞれ224万8,000円を追加し、補正後の予算総額を53億6,824万8,000円とするものであります。第2項につきましては資料の事項別明細書を説明後に内容説明させていただきます。

事項別明細書について歳出から説明をさせていただきますので、5ページから6ページをご覧ください。款2総務費、項2地域振興費、目2企画開発費につきましては、新規事業となりますが林業大学校誘致事業で、これは先に設立されました北海道林業大学校誘致期成会によります各関係機関への誘致陳情、要請活動に係る旅費等の経費

として 39 万 1,000 円を追加です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 老人福祉費については、介護サービス支援事業で 40 万 9,000 円の追加。8 ページになりますが、これは社会福祉法人恵和福祉会、特別養護老人ホームいちいの園との設備修繕に関する助成ルールによります助成で、今回は 2 件の内容がございまして、1 件はデイサービスセンターの自動火災報知機の煙感知機の修繕で 19 万 3,000 円と、もう 1 件は老人ホームの車椅子入浴装置の修繕で 21 万 6,000 円、合わせて 40 万 9,000 円となります。

款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費については、多目的運動公園管理経費で 144 万 8,000 円の追加ですが、これは毎年スポーツ合宿で来られる筑波大学ラグビー部と N T T コミュニケーションズラグビー部が本町で合宿を始めてから本年度で 20 周年を迎えますことから、記念事業といたしまして多目的運動公園にバーベルなど 6 点のトレーニング機器を充実しようとするものでありますけれども、これは合宿に来られる筑波大学の方々の意向でもありまして、他の合宿の方も多くの方が使えるものとしてトレーニング機器を充実するものです。

歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金で、今回の補正はすべて一般財源となりますので財政調整基金から 224 万 8,000 円を繰り入れするものでございます。

議案の補正条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明をいたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 29 年第 3 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 54 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員